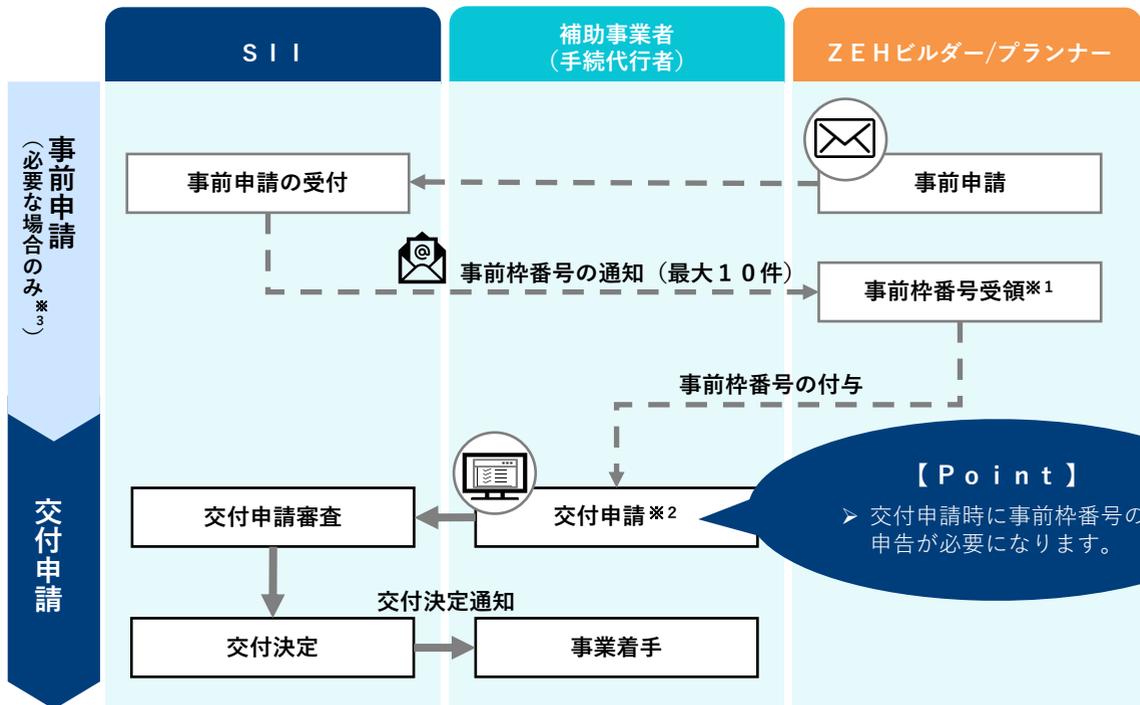


<次世代ZEH+（建売住宅）実証事業 公募方法>

本事業のうち、次世代ZEH+（建売住宅）実証事業（新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人が行う事業）に限り、申請する住宅に関する建売ZEHビルダー/プランナーを申請者として、購入予定者が未定の場合でも申請枠の希望を受理、10件を上限として申請枠の付与を行います。詳細は公募要領をご確認ください。



※1 事前枠番号の有効期間は、通知日から3カ月以内または公募期間終了時点のいずれか早い方とし、未使用の事前枠番号は失効となります。

※2 本事業の交付申請はZEHポータルより行ってください。

※3 事前申請を経ずに、従来どおりの交付申請を行う方式も受け付けます。なお、事前枠番号の付与を受けた建売ZEHビルダー/プランナーが申請する住宅に関する場合、事前枠番号の付与を必ず充当し、交付申請してください。